

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款 項 目 節		
工事場所	京都市伏見区葭島金井戸町 地内		
路線名又は河川名等			
工事名	三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事		
工期	契約日の翌日から令和 9年 6月15日まで		
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
主工種		単価地区	
前払金支出		調整区分	

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

三栖排水機場の1号主ポンプ1台、エンジン1台、減速機1台と付帯設備の更新			式	1	
1号主ポンプ	台	1	エンジン	台	1
減速機	台	1	付帯設備	式	1

施工理由

三栖排水機場の1号主ポンプについて、設置後50年以上が経過しているため、更新し機能回復を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年5月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年5月	
基 準 適 用 年 月	2025年5月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	AY:揚排水ポンプ設備（維持修繕）	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳書（略称）	工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
本01	揚排水ポンプ設備製作	主ポンプ設備	吸込管	主ポンプ口径:700mm,材質:FCD,塗装仕様:1種ケレン+P-1塗装		台分	1,050,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	主ポンプ設備	主ポンプ	横軸斜流,主ポンプ口径:700mm,主ポンプ吐出量65m ³ /min		台	35,000,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	主ポンプ設備	主配管用弁	電動立軸ハーフライ弁φ700mm		台	5,000,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	主ポンプ設備	フラップ弁	フラップ弁型式:丸形,フラップ弁寸法:口径700mm		台	1,800,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	主原動機	エンジン(消音器含む)	エンジン形式:ディーゼル,出力(数値入力):110kW,回転数(数値入力):1,200min-1		台	57,000,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	主原動機	別置ラジエーター	電動ファン付ラジエーター		台	16,000,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	動力伝達装置	減速機	減速機本体形式:平行軸,伝達容量(数値入力):110kW,入力回転数(数値入力):1,200min-1,減速比(数値入力):2.99,主ポンプ口径:700mm,主ポンプ吐出量(数値入力):65m ³ /min		台	14,000,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	系統機器設備	真空ポンプ(補水槽含む)	真空ポンプ形式:湿式,真空ポンプ口径:50mm,出力:5.5kw		台	3,500,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	系統機器設備	空気圧縮機	空気圧縮機形式:空冷,出力(数値入力):3.7kW,駆動機:エンジン		台	1,600,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	系統機器設備	始動空気槽	容量(数値入力):100L,本数:2本		組	2,000,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備製作	操作制御設備	機側操作盤(各種)	操作制御設備形式(文字入力):1号ポンプ機側操作盤		面	2,500,000.0	機器単体費	
本01	揚排水ポンプ設備据付	揚排水ポンプ据付工	集中監視システム試運転立会費	荏原実業株式会社試運転立会費		式	590,000.0	施工費	

見積参考資料

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
建築工事標準単価表（建築工事）	令和6年7月	京都市都市計画局	目あらし	
市場単価表（建築工事）	令和7年4月	京都市都市計画局	モルタル仕上	
建築工事標準単価表（機械設備工事）	令和6年7月	京都市都市計画局	機械はつり（ダイヤモンドカッター）	
建築工事標準単価表（機械設備工事）	令和6年7月	京都市都市計画局	ガラスくず処分	

設計内訳書 (本01)

工事名	三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事					事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
製作工		式	1				
揚排水ポンプ設備製作		式	1				
主ポンプ設備		式	1				
吸込管	主ポンプ口径:700mm, 材質:FCD, 塗装仕様:1種ケレン+P-1塗装	台分	1				
主ポンプ	横軸斜流, 主ポンプ口径:700mm, 主ポンプ吐出量65m ³ /min	台	1				
主配管用弁	電動立軸バタフライ弁Φ700mm	台	1				
フラップ弁	フラップ弁型式:丸形, フラップ弁寸法:口径700mm	台	1				
主原動機		式	1				
エンジン (消音器含む)	エンジン形式:ディーゼル, 出力(数値入力):110kW, 回転数(数値入力):1,200min-1	台	1				
別置ラジエーター	電動ファン付ラジエーター	台	1				
吸排気管ダクト	SGP黒管、ロックアップランケット 厚75mm	台分	1				
動力伝達装置		式	1				
減速機	減速機本体形式:平行軸, 伝達容量(数値入力):110kW, 入力回転数(数値入力):1,200min-1, 減速比(数値入力):2.99, 主ポンプ口径:700mm, 主ポンプ吐出量(数値入力):65m ³ /min	台	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事					事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
系統機器設備		式	1				
真空ポンプ (補水槽含む)	真空ポンプ形式:湿式,真空ポンプ口径:50mm,出力:5.5kw	台	1				
空気圧縮機	空気圧縮機形式:空冷,出力(数値入力):3.7kW,駆動機:エンジン	台	1				
始動空気槽	容量(数値入力):100L,本数:2本	組	1				
操作制御設備		式	1				
機側操作盤(各種)	操作制御設備形式(文字入力):1号ポンプ機側操作盤	面	1				
純製作費		式	1				
製作原価		式	1				
据付工		式	1				
揚排水ポンプ設備輸送工		式	1				
輸送工		式	1				
揚排水ポンプ設備輸送		式	1				内 1号
揚排水ポンプ設備据付		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事					事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
揚排水ポンプ据付工		式	1				
据付(揚排水ポンプ)	主ポンプ形式:横軸軸流,主ポンプ吐出量:50~70m3/min	式	1				内 2号
集中監視システム試運転立会費	往原実業株式会社 試運転立会費	式	1				内 3号
直接経費		式	1				内 4号
現場塗替塗装工		式	1				
現場塗替塗装工	屋外露出部、3種ケレン仕上げ塗装(1回)、接水部:8.504m2、露出部:3.849m2	式	1				内 5号
作業土工		式	1				
床掘り(掘削)	土質:土砂	m3	5				
埋戻し	上記以外(小規模),土砂,全ての費用	m3	2				
整地	作業区分:敷均し(ルース)	m3	3				
コンクリート工 (支柱基礎含む)		式	1				
基礎材	基礎材規格(碎石の場合等):クラッシュ40~0,敷厚:7.5cmを超え12.5cm以下	m2	7				
コンクリート	コンクリート規格:24-8-25(20)(高炉)	m3	6				

設計内訳書 (本01)

工事名	三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事					事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	2					
均しコンクリート	コンクリート規格:24-8-25(20)(高炉),敷厚:5cm	m2	0.3					
目あらし		m2	9					
型枠	型枠の種類:一般型枠	m2	18					
鉄筋	鉄筋材料規格・径:SD345 D13	t	0.23					
モルタル仕上		m2	15					
機械はつり(ダイヤモンドカッター)		か所	2					
防止柵工	砕石及び基礎は、コンクリート工を含む	式	1					
金網・支柱(フェンス)	支柱柵高1800mm、支柱間隔2000mm	m	12					
金網・支柱(フェンス扉)		基	1					
撤去工		式	1					
ポンプ設備撤去工		式	1				内 6号	
制御盤類撤去工	1号ポンプ機側操作盤、水中ポンプ制御盤	式	1				内 7号	

設計内訳書 (本01)

工事名	三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事					事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
金属くず運搬		t	10.93					
スクラップ [°] ヘルム-H1		t	-10.56					
スクラップ [°] ステンレス		kg	-372.14					
廃プラスチック運搬		kg	115.8					
廃プラスチック処分		kg	115.8					
ガラスくず運搬		t	0.13					
ガラスくず処分		kg	130					
アスベスト運搬		式	1				内 8号	
アスベスト処分		kg	70					
殻運搬 (人力積込)	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	2					
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	2					
殻運搬 (人力積込)	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	4					
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	4					

設計内訳書 (本01)

工事名	三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:人力施工	m3	2				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:鉄筋構造物,工法区分:人力施工	m3	4				
電気配管配線撤去工		式	1				
ケーブル及び電線配線	ビッド配線,40mm以下,撤去(不使用)	m	4				
ケーブル及び電線配線(ラック配線)	仕上外径 40mm以下,撤去(不使用),抱縛なし	m	17				
ケーブル及び電線配線	管内配線,40mm以下,撤去(不使用)	m	8				
ケーブル及び電線配線	ビッド配線,20mm以下,撤去(不使用)	m	104				
ケーブル及び電線配線(ラック配線)	仕上外径 20mm以下,撤去(不使用),抱縛なし	m	439				
ケーブル及び電線配線	管内配線,20mm以下,撤去(不使用)	m	177				
ケーブル及び電線配線	管内配線,5mm以下,撤去(不使用)	m	20				
電線管敷設	厚鋼,70mm以下,撤去(不使用),ナット留め,2m未満,補正なし	m	3				
電線管敷設	厚鋼,54mm以下,撤去(不使用),ナット留め,2m未満,補正なし	m	15				
電線管敷設	厚鋼,36mm以下,撤去(不使用),ナット留め,2m未満,補正なし	m	23				

設計内訳書 (本01)

工事名	三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事					事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
電線管敷設	厚鋼, 22mm以下, 撤去(不使用), ナール留め, 2m未満, 補正なし	m	25					
金属製可とう電線管敷設	63mm以下, 撤去(不使用)	m	1					
金属製可とう電線管敷設	38mm以下, 撤去(不使用)	m	1					
金属製可とう電線管敷設	24mm以下, 撤去(不使用)	m	6					
フック設置	各種, 撤去(不使用), 25cm, 25cm, 10cm	個	1					
フック設置	各種, 撤去(不使用), 25cm, 25cm, 10cm	個	1					
フック設置	150×150×100mm, 撤去(不使用)	個	2					
銅線運搬		t	0.074					
スクラップ 2号銅線		kg	-74					
仮設工		式	1					
足場支保工(機械設備) (参考数量)		式	1					
足場	安全柵:有り	掛m2	34					
交通管理工		式	1					

設計内訳書（本01）

工事名	三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事					事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
交通誘導警備員		人日	6					
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
据付間接費		式	1					
据付工事原価		式	1					
設計技術費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	揚排水ポンプ 設備輸送							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	新設工事輸送費(固定機場)		式	1				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	据付(揚排水ポンプ)	主ポンプ形式:横軸軸流,主ポンプ吐出量:50~70m3/min						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	ポンプ 設備据付材料費		式	1				
	据付補助材料費		式	1				
	ポンプ 据付(総合)		式	1				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	集中監視システム試運転立会費	荏原実業株式会社 試運転立会費						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	集中監視システム試運転立会費		式	1				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	直接経費							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	機械経費(ポンプ)		式	1				
	試運転調整費(揚排水ポンプ)		式	1				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	現場塗替塗装工	屋外露出部、3種ケソ+仕上塗装(1回)、接水部 :8.504m2、露出部:3.849m2						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
現場塗替塗装工		式	1					
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	ポンプ設備撤去工							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
ポンプ設備撤去工		式	1					
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	制御盤類撤去工	1号ポンプ機側操作盤、水中ポンプ制御盤							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要		
自立型分電盤取付		面	1						
水中ポンプ制御盤(不使用)		面	1						
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	アスベスト運搬								
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要		
現場発生品及び支給品運搬		t	1						
現場発生品及び支給品積込・荷卸		t	1						
合計									

特記仕様書（個別工事編）

工事名 三栖排水機場維持補修（1号主ポンプほか更新）工事
工事場所 京都市伏見区葎島金井戸町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

1 本工事の施工に当たっては、「土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月）」を準用するほか、「設計図書」、「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」、「特記仕様書（個別工事編）（本仕様書）」及び以下の規程を適用する。

- (1) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
- (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
- (3) 揚排水ポンプ設備技術基準
- (4) 揚排水機場設備点検・整備指針（案）・同解説
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 日本電機工業会規格（JEM）
- (7) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (8) その他関係規程

なお、これらの規程は最新のものを適用する。

2 本工事施工現場には、請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（読替えほか）

1 土木工事共通仕様書 1-1-1-1 に記載の「土木請負工事監督・検査諸規程」は「都市計画局建築請負工事監督・検査諸規程」に読み替える。ただし、受注金額が500万円以下の場合、読み替えないものとする。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html>

2 本仕様書において、表が空欄となっている箇所については、当該内容が本工事には該当しないものとして取り扱うこと。

第3条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休であることを明記すること）である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（前払金）

- 1 前払金は、各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。
なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照

(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

- 2 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

支払限度額の割合

令和 7 年度 0 %

令和 8 年度 87 %

令和 9 年度 13 %

出来高予定額の割合

令和 7 年度 0 %

令和 8 年度 97 %

令和 9 年度 3 %

※各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

- 3 前払金の条件は次のとおりとする。

各会計年度の出来高予定額に対する前金払を行う。

現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- (1) 出水期（6月16日～10月15日）でのポンプ停止を伴う現場作業は行わないこと。
- (2) 本工事対象施設は適宜保守管理者等による点検等の立入りがあため、適宜調整を図ること。

第2条（施工時間）

施工時間は、下表に記載した工種以外は昼間施工とする。ただし、関係各署と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無	設計人数 計
三栖排水機場	1名（交代要員1名含む。）	交通誘導員B 1名	昼間	無	6人日

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

2 監督職員の確認に関する事項

第1条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第2条（工場等派遣中間検査） ◆該当しない場合は消去又は表を空白にすること

- 1 下表に記載の資材・製品について、工場等派遣中間検査を行うものとする。

資材・製品
ポンプ
ディーゼルエンジン

- 2 当検査に要する費用は受注者の負担とする。ただし、監督職員の派遣に要する費用は除くものとする。
- 3 当検査は、検査対象の資材・製品を現場に搬入する前に行うものとする。
- 4 当検査の検査項目、実施方法は、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。

第3条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。また、下記の機器類については、現場搬入時に事前に提出される承諾図と製作された製品との相違がないことを確認する。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
機器類		ポンプ、ディーゼルエンジン、減速機、消音器、吐出弁、別置ラジエータ、空気圧縮機、空気槽、真空ポンプ、補水槽、フラップ弁、主配管、主ポンプ機側操作盤

第4条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第5条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の表3-1-1段階確認一覧表に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別できる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
コンクリート基礎工		配筋、スランプ、空気量、塩化物含有量

第6条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。)

第7条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考

第8条（品質管理試験）◆該当しない場合は表を空欄にする

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度 等	備 考

第9条（品質管理試験）◆該当しない場合は表を空欄にする

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、次の試験項目については、第三者機関かつ各規定に基づく試験のできる業者（又は、これと同等以上の設備を有する公的機関）で試験を実施するものとし、試験の結果は、試験完了報告書等と共に速やかに監督職員に提出するものとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度 等	備 考

3 建設副産物に関する事項

第1条（建設廃棄物の適正処理）

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町禅定寺粽谷 37	設計運搬距離 L = 19.7km
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町井手久保 48-1	設計運搬距離 L = 19.1km
ガラスくず	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路芝生 29-2	設計運搬距離 L = 1.4km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路天王前 87-11	設計運搬距離 L = 2.3km
石綿含有物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石 2-1	設計運搬距離 L = 66.1km

第2条（建設発生土が発生する場合の対応（構内敷均し））

建設発生土は施設内敷均しとし、監督職員が敷均し場所を指定するものとする。これにより難しい場合は別途指定する受入れ先へ搬出（指定地処分）するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（スクラップ） ◆該当しない場合は消去すること。

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（伝票、受入証明書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (へビーH1)	京都市南区上烏羽鉾立町4番地	設計運搬距離 L = 5.6km
ステンレス	京都市南区上烏羽鉾立町4番地	設計運搬距離 L = 5.6km
2号銅線	京都市南区上烏羽鉾立町4番地	設計運搬距離 L = 5.6km

第4条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

1 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（最終改定平成26年6月4日）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 仮設 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 基礎工(杭基礎等) □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 本体構造 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体付属品 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他(コンクリート 破り) ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

4 その他事項

第1条（検査書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の14日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（電子納品）

本工事は、電子納品の対象とする。電子納品を実施しない場合は監督員の承諾を得るものとする。

第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更

の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第6条（建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応）

- 1 石綿の取扱いに当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和6年2月）」等、関係法令等を遵守する。
- 2 解体又は改修工事に当たっては、全ての部位及び材料について、事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査説明書面」を監督員に提出する。また、大気汚染防止法第18条の15第6項及び石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき提出したそれぞれの「事前調査結果報告書」の写しを監督員に提出する。
分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（最終改正 令和3年12月22日 基発1222第17号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。
- 3 石綿含有建材の除去等作業を行うに当たり、作業計画書を作成し監督職員の承諾を得る。
- 4 石綿含有建材の除去等の作業が終了したときは、その結果を書面で報告する。（特定粉じん排出等作業完了報告書）
- 5 なお、現時点で石綿を含むと想定しているものは次のとおりである。
想定外の石綿含有材料が判明した場合、監督職員を協議するものとし、設計変更の対象とする。

各レベルは、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を示す。

- (1) 吹付け石綿（吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト含む）
対象部位及び材料（ ）（レベル1）
- (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
対象部位及び材料（ ）（レベル2）
- (3) 石綿含有成形板等
対象部位及び材料（ ガスケット、パッキン ）（レベル3）
- (4) 石綿含有仕上塗材（吹付けパーライト、吹付けバーミキュライトを除く）
対象部位及び材料（ ）

5 設備工事に関する事項

第1条（工事範囲）

- 1 本工事の範囲は機器及び材料（以下「機器等」という。）の設計、製作、塗装、輸送、据付、試運転調整及び完成検査までの一切とする。
- 2 製作据付機器等及び現地工事は以下のとおりである。
 - (1) 主ポンプ、エンジン、減速機、吐出弁、フラップ弁、主配管（一部）の更新
 - (2) 系統機器設備（真空ポンプ、補水槽、空気圧縮機、始動用空気槽）の更新
 - (3) 操作制御設備（1号主ポンプ機側操作盤）の更新
 - (4) 上記機器の据付及び既設機器の撤去
 - (5) 上記に伴う配管配線工事
 - (6) 据付基礎工事
 - (7) 塗装工事
 - (8) 廃棄物運搬処理
 - (9) 試運転調整（中央監視制御盤との連動確認含む）
 - (10) 集中監視システム（荏原実業（株）製）との連動確認。詳細は第11条を参照
- 3 その他
 - (1) 1号吐出弁の撤去時、止水蓋の設置は行わない。
 - (2) 1号主ポンプ機側操作盤更新時においても、仮設盤の設置は不要とする。
 - (3) 既設1号主ポンプ制御盤（1号主ポンプ機側操作盤の運転指示を受けて、共通補機盤と連動して1号主ポンプ制御を行う。）の改造に必要な費用は本工事に含むものとする。
 - (4) 制御盤更新時の1号主ポンプ停止期間については、協議のうえ定める。
 - (5) その他、詳細は工事設計書又は図面による。

第2条（運転操作講習会の実施）

工事完了後、監督職員及び保守管理者向けに運転操作講習会を実施すること。詳細は協議による。

第3条（施工計画書等）

- 1 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-6に規定する施工計画書を提出すること。ただし、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
- 2 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-18に規定する施工図を提出し、監督職員の承諾を受けること。ただし、簡易な工事において監督職員の承諾を得た場合は省略することができる。
- 3 施工計画書に記載する計画工程表とは別に、監督職員の求めに応じ、月間工程表又は3週工程表等の詳細な工程表を提出すること。
- 4 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-47に基づき、官公庁等への届出等を行った場合は、その許可又は承諾等の書面の写し又は原本を監督職員に提出すること。

第4条（機器仕様）

1 機器仕様

更新又は整備する機器の仕様は概ね以下のとおりとし、その他詳細は図面によるものとする。

機器名	仕様	数量	備考
1号ポンプ	形式：横軸斜流ポンプ 口径：700mm 全揚程：5.5m 吐出量：65m ³ /min 回転速度：400.9min ⁻¹ （参考） 軸封方式：無給水軸封装置	1	新設 既設：久保田鉄工株式会社
1号エンジン	形式：単動4サイクルディーゼル機関 定格出力：110kW	1	新設 既設：ダイハツディーゼル株式会社

	<p>回転速度：1200min⁻¹ 始動方式：圧縮空気始動 冷却方式：別置ラジエータ方式 使用燃料：A重油 燃料消費率：0.256(kg/kW・h)以下とすること</p>		
1号用消音器	<p>形 式：円筒鋼板製屋外立形消音器 騒音レベル：75dB(A)</p>	1	新設
1号減速機	<p>形 式：横軸平行軸歯車減速機 伝達動力：110kW 入力回転数：1200min⁻¹ 出力回転数：400.9min⁻¹ (参考) 冷却方式：機付ファン方式(本体冷却)</p>	1	新設 既設：日本ギア工業株式会社
1号吐出弁	<p>形 式：電動バタフライ弁 口 径：700mm フランジ規格：水道協会規格 (7.5K) 電動機出力：0.75kW</p>	1	新設 既設：株式会社クボタ(電動仕切弁)
1号別置ラジエータ	<p>形 式：屋外設置形ファン付熱交換器 容 量：エンジン出力110kW冷却用 冷却容量：約370.6MJ/h (参考) 流 量：約6.2m³/h (参考)</p>	1	新設
1号空気圧縮機	<p>形 式：立軸2段空冷式空気圧縮機 吐出圧力：2.94MPa 吐出量：12m³/h 電動機出力：3.7kW</p>	1	新設 既設：長谷川鉄工所 (電動機：株式会社東芝)
1号空気槽	<p>形 式：鋼板製円筒形圧力容器 容 量：100L/本×2連</p>	1	新設 既設：株式会社クボタ
1号真空ポンプ	<p>形 式：水封式真空ポンプ 口 径：50mm 最大空気量：2.7m³/min 最大真空度：84kPa 電動機出力：5.5kW</p>	1	新設 既設：鶴見製作所 (電動機：株式会社東芝)
1号補水槽	<p>形 式：FRP製角形 (ボールタップ、電極付) 容 量：500mm□×H500mm×40L</p>	1	新設 既設：イワタニテクノ
1号逆流防止弁	<p>形 式：丸形フラップ弁 口 径：700mm 最高使用圧力：0.1MPa フランジ規格：JIS7.5K 弁 箱：SS400/FC200 同等品以上 弁 体：SUS304 同等品以上 弁 軸：SUS304/SUS403 同等品以上</p>	1	新設
1号主配管	<p>口 径：700mm 最高使用圧力：0.1MPa フランジ規格：JIS7.5K 材 質：FCD 塗装仕様：1種ケレン後、P-1 塗装</p>	1	新設 塗装面積：2.795m ²
1号主配管	<p>口 径：700mm 最高使用圧力：0.1MPa フランジ規格：JIS7.5K 材 質：FC200 塗装仕様：3種ケレン後、仕上塗装(1回塗)</p>	1	現地整備 屋外配管のみ塗装 接水部：8.504m ² 露出部：3.849m ²

1号主ポンプ 機側操作盤	形式：鋼板製屋内閉鎖スタンド形 寸法：幅 700mm×高さ 1600(600)mm ×奥行 300mm 程度 ※ 1号主ポンプの監視、操作を行うための 盤であり、必要な盤面取付器具及び盤内 収納器具を備えるものとする。	1	新設 既設：日満電気株式会社
-----------------	--	---	-------------------

- 2 機器の各仕様のうち主要なものを満足し、監督職員が同等以上の機能を有すると認めたものについては、これを採用することができる。ただし、主ポンプ吐出量は 65m³/min 以上、1号エンジンの燃料消費率は 0.256 (kg/kW・h) 以下とすること。
- 3 機器を製作する前に、機器承諾図を提出し、監督職員の承諾を得ること。
- 4 機器承諾図には必要に応じて仕様を満足していることを示す計算書、詳細図その他資料を添付すること。
- 5 機器承諾図の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分については監督職員と協議すること。
- 6 機器承諾図の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によっては受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。

第5条（電気保安技術者）

- 1 受注者は、電気事業法に定める電気工作物に係わる工事については、電気保安技術者を置くものとする。
- 2 電気保安技術者は、本工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者を原則とするが、以下の者より選定してもよい。なお、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を提出すること。
100kW 未満の需要設備又は事業用電気工作物において分電盤以降の低圧部分の電気工事のみに係る場合
 - 1 級電気工事施工管理技士、2 級電気工事施工管理技士、第 1 種電気工事士、第 2 種電気工事士
 ただし、これと同等の知識及び経験を有する者で監督職員の承諾を受けた場合にはこの限りでない。

第6条（設備工事一般事項）

- 1 本条は一般事項を記載するものであり、今回工事に該当する項目のみ適用する。
- 2 本特記仕様書、添付図面に記載する仕様は、設計仕様であり、詳細な仕様を決めるものではない。
- 3 事前に十分な現場調査を行い、綿密な作業計画を立てること。
- 4 詳細な施工範囲及び詳細図等の作成は工事設計書、添付図面によるが、明示されていない事項については、監督職員と協議すること。
- 5 資格を要する施工・作業には必ず有資格者を従事させる必要がある。施工計画書に資格者証の写しを監督職員に提出すること。
- 6 撤去品の仮置場及び処分は監督職員の承諾事項とする。
- 7 施工に際して周辺の既設機器等に損傷を与えないよう、必要な養生を施すこと。
- 8 工事中に稼働休止となる既存機器について、点検等による操作の混乱が生じないように現場の状況に合わせて、適切な表示（操作禁止札の貼付等）を行うこと。また、これらの作業を行った際は速やかに監督職員に連絡すること。
- 9 既設機器を改造する必要がある場合や設計図書に指定した以外の配線配管類を更新する必要がある場合には、速やかに監督職員と協議を行うこと。
- 10 屋外の配管、配線の支持は、SUS 製又は溶融亜鉛メッキ製の金物、ボルト・ナット、アンカーボルトを使用すること。また、屋内であっても常に乾燥した環境でない箇所については、屋外と同様の防錆対策を行うこと。
- 11 配管配線類の寸法や経路は受注者自身で再検討すること。
- 12 機器等の搬出入に当たり、輸送方法、輸送ルートは所轄警察署及び道路管理者等と協議のうえ決定すること。特に重量物を取り扱う場合は、十分な安全対策を検討し、施工計画書に記載すること。
- 13 工事に要する仮設資材、機械器具、電力、用水等は受注者の負担とする。

第7条（完成図書）

- 1 施設管理用の完成図書を2部提出すること。
- 2 完成図書は以下の構成を標準とする。ただし、監督職員との協議により、一部の省略や構成変更をすることができる。
 - (1) 完成図、機器完成図、施工図
 - (2) 機器性能試験成績書
 - (3) 施工管理記録、試運転調整記録、社内検査報告書、総合試運転調整記録
 - (4) 取扱説明書
 - (5) 付属品（工具類及び予備品等。予備の塗料については、特に監督職員の指示のない限り不要とする。）
 - (6) 各種保証書
 - (7) 関係官公庁等への届出等書類
 - (8) 完成写真（工事対象設備の全景又は代表部分を工事完成後に撮影した写真）
 - (9) その他、監督職員の指示するもの

第8条（電気工事一般事項）

- 1 本条は電気工事を行う場合に適用する。
- 2 電気配管工事を行う場合は次の各号による。
 - (1) 厚鋼電線管は溶融亜鉛めっきを施したものを標準とする。
 - (2) 電線管の端部及び内部は、配線の被覆に損傷を与えないよう滑らかなものであること。
 - (3) 機器への接続は端末可とう管等による。
 - (4) 必要箇所にプルボックス等を設けること。
 - (5) 工事施工前に撤去及び敷設電線管リストを作成し、承諾を得ること。
- 3 電気配線工事を行う場合は次の各号による。
 - (1) 電線の寸法は内線規程に準拠するものとする。
 - (2) 配線の両端部等に回路種別、行き先等を記した札を設けること。
 - (3) 配線は管内で接続してはならない。
 - (4) 工事施工前に敷設ケーブルリストを作成し、承諾を得ること。

第9条（盤工事一般事項）

- 1 本条は盤を製作・設置する場合に適用する。
- 2 特記仕様書その他に記載の盤の寸法、形式等は参考であり、多少の変更は可能である。ただし、列盤設置するものについては高さ、形式等を統一すること。
- 3 表示灯は原則としてLEDとし、配色等は打合せによる。
- 4 電流計には定格値に赤指針を設けること。ただし、定格値がない場合はこの限りでない。
- 5 変流器の変流比が2種類になる場合には、電流計目盛を二重目盛とすること。
- 6 補助継電器類、タイマー等は原則としてプラグイン動作表示灯(LED)付で、容易に交換できるものを使用すること。
- 7 継電器等のソケット差し込み機器は、原則として保持金具を取り付けること。
- 8 タイマー等は設定値を容易に変更できるものであること。
- 9 盤名称銘板は非照光式とし、盤内照明はドアスイッチにより点灯・消灯するものとする。
- 10 押ボタンスイッチはモーメンタリ動作形（自己復帰形）とすること。なお屋外露出押ボタンには防雨対策を施すこと。また、配色等については打合せによる。
- 11 計器類は原則として広角形1.5級（周波数計、力率計を除く）とすること。ただし中央監視操作盤についてはデジタル表示としてもよい（ばらつきが最小になるような対策を施すこと）。
- 12 ランプテストボタンにより盤面の全ての表示灯（故障、状態等）が点灯するものとする。
- 13 盤1面あたりの付属品は以下のとおりとする。
 - (1) LED : 各色ごとに現用の10%以上、最低1個以上
 - (2) 補助継電器 : 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
 - (3) 限時継電器 : 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
 - (4) 液面継電器 : 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
 - (5) その他継電器類 : 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上

- (6)設定器 : 各種ごとに現用の100%以上、最低1個以上
 - (7)制御回路ヒューズ : 各種ごとに現用の100%以上
 - (8)電力ヒューズ : 各種ごとに現用の100%以上
 - (9)遮断器類 : 各種ごとに1個以上
 - (10)電磁接触器類 : 各種ごとに1個以上
 - (11)予備品箱 : 必要数量
 - (12)操作フローパネル : 1個(全体で)
 - (13)チャート記録紙 : 各種ごとに最低1年以上
 - (14)インク・インクリボン : 各種ごとに最低1年以上
 - (15)その他 : 必要数量
- 14 屋外精密機器の取付はその機器が防雨仕様であっても直接風雨にさらされることのないよう適切なカバーを設けること。また機器に指示計等がある場合はそれが確認できるよう透明網入りガラス又はポリカーボネート等による窓を設置すること。
 - 15 屋外機器の据付、あるいはそのカバーにはSUS製又は溶融亜鉛めっき処理されたボルト・ナットを使用し、十分な防錆対策を施すこと。
 - 16 通気口等の開口部には虫等の侵入を防ぐ対策を施すこと。
 - 17 盤は維持管理しやすく、施錠できる構造であること。また、盤面の機器類は誤操作しにくい構造であること。
 - 18 盤の塗装膜厚の検査基準は受注者の社内基準によることとする。検査要領書、判定基準等を事前に提出し、承諾を得ること。
 - 19 雷サージによる故障防止、保護対策を充分に行うこと。
 - 20 新設盤の基礎工事は本工事に含む。

第10条 (電気主任技術者の立会依頼)

工事に伴い、下表の施設について高圧設備の停電及び復電を行う場合は、電気主任技術者の立会を求めること。なお、立会指示費は本工事に含む。

施設名	電気主任技術者名

第11条 (その他特記事項)

- 1 本施設は工事中においても降雨時におけるポンプの稼働の可能性があり、さらに監督職員又は保守管理業者等による試運転及び点検等の立入りがあことに留意すること。
- 2 排水機場の資機材を使用する必要がある場合は事前に監督職員の承諾を得ること。特に天井クレーンを使用する場合は、使用前点検を行う等、クレーン等安全規則に基づき使用すること。
- 3 集中監視システムとの連動確認

京都市建設局が所管する主要排水機場はクラウドシステムにより各排水機場の状態を監視できる集中監視システムを構築している。当排水機場の情報は主に既設中央監視制御盤(製作:日満電気(株))遠隔操作盤より信号分岐装置(製作:(株)安川電機)を介して集中監視システムへ送っているため、今回工事による製作図等を集中監視システム施工業者(荏原実業株式会社)の確認を受けるとともに、配線接続後の動作確認、調整は当該施工業者立会のもと行うこと。(立会等費用は本工事に含む。)

位置図（三栖排水機場）



東高瀬川

京阪中書島駅

京都外環状線

宇治川

三栖排水機場

京都市伏見区葭島金井戸町 地内

宇治川

1/7500

0 300m

三栖排水機場維持補修

(1号主ポンプほか更新) 工事

添付図面目次

図面名	図面番号	枚数
付近見取図、配置図	M-01	1
フローシート (新設)	M-02	1
据付平面図 (新設)	M-03	1
据付断面図 (新設)	M-04	1
小配管図 (新設) (1/2)	M-05	1
小配管図 (新設) (2/2)	M-06	1
基礎位置図 (新設)	M-07	1
基礎詳細図 (新設) (1/3)	M-08	1
基礎詳細図 (新設) (2/3)	M-09	1
基礎詳細図 (新設) (3/3)	M-10	1
土工図 (新設)	M-11	1
フェンス詳細図 (新設)	M-12	1
フローシート (撤去)	M-13	1
据付平面図 (撤去)	M-14	1
据付断面図 (撤去)	M-15	1
小配管図 (撤去)	M-16	1
基礎位置図 (撤去)	M-17	1
基礎詳細図 (撤去) (1/3)	M-18	1
基礎詳細図 (撤去) (2/3)	M-19	1
基礎詳細図 (撤去) (3/3)	M-20	1
システム構成図 (新設)	E-01	1
単線結線図 (1/2)	E-02	1

単線結線図 (2/2)	E-03	1
盤外形図 (新設)	E-04	1
1号主ポンプ操作フロー図 (新設)	E-05	1
補機操作フロー図 (参考図)	E-06	1
屋内配線図 (新設)	E-07	1
配線表 (新設) (1/2)	E-08	1
配線表 (新設) (2/2)	E-09	1
システム構成図 (撤去)	E-10	1
単線結線図 (1/2)	E-11	1
単線結線図 (2/2)	E-12	1
盤外形図 (撤去)	E-13	1
屋内配線図 (撤去)	E-14	1
配線表 (撤去) (1/2)	E-15	1
配線表 (撤去) (2/2)	E-16	1
参考図 (仮設足場図)	T-01	1
重機配置図	T-02	1